

事務連絡

平成19年11月7日

各厚生労働大臣認可 (水道事業者)
(水道用水供給事業者) 担当者 殿

厚生労働省健康局
水道課水道水質管理室

浄水処理における水道用薬品の使用に当たっての留意事項について

日頃より、水道行政の推進につきましては御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準（以下「薬品基準」という。）については、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」において定めるとともに、基準適合の評価については、「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて（平成12年3月31日付け衛水第21号）」を示しているところです。

今般、ある水道事業において、海外で製造された水道用粉末活性炭に起因すると考えられる四塩化炭素が浄水から検出されるという事例が発生したとの連絡がありました。（薬品基準値を超過して検出されましたが、水道水質基準未満であり、健康上の問題はないと考えられます。）

つきましては、水道用薬品等の使用に当たっては、薬品基準への適合確認、適切な薬品の管理等について留意していただき、水道用薬品等に起因する薬品基準超過等の問題が生ずることのないようお願いいたします。

記

- 1 原因と思われる水道用薬品等の種類 水道用粉末活性炭
- 2 浄水中の四塩化炭素検出状況 最大0.0005mg/L（水質基準値：0.002mg/L）
なお、当該水道事業において、通常の検査結果は0.0002mg/L未満。